

2022年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2022年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,688社、議案数は18,145議案（会社提案：17,866議案、株主提案：279議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,179	1,968	0	0	13,147
	監査役の選解任	897	133	0	0	1,030
	会計監査人の選解任	49	0	0	0	49
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	616	32	0	0	648
	退任役員の退職慰労金の支給	0	80	0	0	80
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,034	21	0	0	1,055
	組織再編関連（*2）	25	0	0	0	25
	買収防衛策の導入・更新・廃止	3	49	0	0	52
	その他 資本政策に関する議案（*3）	46	4	0	0	50
定款に関する議案		1,719	10	0	0	1,729
その他の議案		0	1	0	0	1
合計		15,568	2,298	0	0	17,866

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計		34	245	0	0	279

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の忝意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

2021年7月～2022年6月総会 議決権行使指図結果

2021年7月～2022年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,447社、議案数は25,168議案（会社提案：24,866議案、株主提案：302議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,641	2,592	0	0	18,233
	監査役の選解任	1,245	198	0	0	1,443
	会計監査人の選解任	94	0	0	0	94
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	972	67	0	0	1,039
	退任役員の退職慰労金の支給	0	115	0	0	115
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,448	24	0	0	1,472
	組織再編関連（*2）	47	2	0	0	49
	買収防衛策の導入・更新・廃止	3	60	0	0	63
	その他 資本政策に関する議案（*3）	104	7	0	0	111
定款に関する議案	2,222	22	0	0	2,244	
その他の議案	0	3	0	0	3	
合計		21,776	3,090	0	0	24,866

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	38	264	0	0	302

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・ストックオプションの付与対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合